

組合 Q & A

「相互扶助」の本当の意味

技術レベルの怠る組合員が、共同受注した仕事を公平に配分するよう要求。相互扶助の組織だからというのが理由だが…

「相互扶助」とは、「1人は万民のために、万民は1人のために」助け合うということです。

しかし、誤解してはいけないのは、強き者が弱き者を守る関係、富める者が貧しき者を助ける関係とは違うということです。一方的な助け合いの関係は共倒れの危険をはらんでいますから、長く続くものではありません。

組合の相互扶助は、誰かが誰かを一方的に助ける関係ではなく、組合の事業を利用することが自然にみんなの利益になる関係の言い方です。

共同購買事業で考えてみます。一個だと一〇円のが、一〇個九〇円で買えるなら、一〇人が組合を作って共同で仕入れれば、一

人の負担が九円で済みます。このように、皆が事業を利用することによって自然に利益が生み出される関係を相互扶助というのです。

技術レベルの劣る者をみんなまで助けてあげるといふのは美談ですが、相互扶助とは違います。

共同受注は、個々の経営資源を組合に結集し、お互いに補完し合う事業です。組合員が「強み」を持ち寄ることで組合全体としての競争力を高めることが狙いです。

共同受注事業の相互扶助は「強み」を持った「自立」した企業の集団において実現可能なものです。

弱い者を排除せよと言っているのではありません。組合は弱い者を鍛える「道場」としての機能を持つべきですが、現実の配分の場では排除もやむを得ません。

毛利元就の「三本の矢」の話は、一本ずつが矢としての価値を持っているから成り立つのであって、折れそうな矢を三本集めて一本の矢としての価値を期待するものではないのです。

▼儲からない仕事

共同受注では、儲けの少ない仕事をみんなで順番にやる事も必須

です。組織としての信用力を増すために選り好みをしなない団結力が儲かる仕事の受注につながる元になります。

共同受注事業の「相互扶助」とは、自立した者、選り好みをしなない者の間で行われるものということになります。

組織の定款は、事業を利用しない者を除名できるようになっていないはずですが、何も悪い事をしてきていないのに除名になるのです。その理由としては、仕入れに参加しない者、儲かる仕事だけしかやらない者に対して最高刑を課すことで「相互扶助」を維持しようとしているからだと考えます。

ポイント

★相互扶助は「自立」した者の間に成立する

中小企業組合理事のためのQ & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 基準及び原則に関する正誤問題です。

【第1問】 総会の招集通知は、定款に電磁的方法により行う旨を定めれば、希望者に対して、電子メール等による発出が認められる。

【第2問】 理事会の招集手続きについても、電磁的方法により行うことが可能である事が中小企業庁の解釈により明確にされている。

【第3問】 電磁的方法（電子メール等）による議決権の行使は、定款に定めることにより、総会の議決のみならず、理事会の議決においても認められている。

【第4問】 総会における選挙権の行使は電磁的方法によることが認められている。

《解答》

【第1問】 ○

【第2問】 ○

【第3問】 ○

【第4問】 ×（総会の書面議決を、電磁的方法によって行うことは可能だが、選挙権は電磁的方法では行使できない。その理由は、役員選挙は無記名投票によって行う、とされており電磁的方法による場合は送信者が特定されてしまつからである。）